

# 坂本地域まちづくりビジョン

## 提 言 書



源根林道の展望台から望む坂本地域

平成 23 年 3 月 21 日

坂本地域まちづくりビジョン策定委員会



## **坂本地域まちづくりビジョンの策定にあたって**

坂本地域まちづくりビジョン策定委員会は、坂本地域まちづくり推進協議会から、平成 22 年 1 月 15 日に平成 22 年度末を目処に平成 23 年度より 10 年間にわたる坂本地域のまちづくりについて諮問を受け、鋭意検討を行ってまいりました。

中津川市の「新中津川市総合計画基本構想」が基本理念を「多様性の中の統一」として、平成 17 年度から 26 年度までの期間を対象として策定されております。この 10 年間を、前期、中期、後期に分けて実施計画を立て推進することとし、平成 19 年度には平成 20 年度から 23 年度を目標にした「中津川市中期事業推進計画」が策定されて、事業が進められています。

坂本のまちづくりは、この「新中津川市総合計画」を根本に据え、坂本らしい独自の視点でまちづくりを進めていかなければなりません。

国際的にも、政治・経済が従来に増して大きな転換期にあり、この地方都市にあっても確たる事業観を持って市政にあたらなければ、取り残され、衰退の道を歩まなければならなくなります。

坂本では従来から、区長会を中心に坂本地域まちづくり推進協議会の活動を通じて、区民からの様々な要望に対して市当局と連携、或いは独自の取り組みにより多くの実績と成果を上げてこられました。

当ビジョン策定委員会では、過去の坂本の姿を省み、現状を踏まえ、将来の姿を思い描きながら、これからの中の 10 年の坂本の展望を、坂本地域まちづくり推進協議会へ提言いたします。

坂本地域まちづくり推進協議会におかれましては、本提言を精査され、今後の協議会の事業推進に生かされることを願って止みません。

今後貴協議会が、坂本地区の住み良いまちづくりに向けた活動に取組み成果を挙げられて、益々発展されることをお祈り申し上げます。

平成 23 年 3 月吉日

坂本地域まちづくりビジョン策定委員会  
委員長 近藤 光清

坂本地域まちづくり推進協議会  
会長 中嶋 洋之 様



# 目 次

ページ

## < 本 編 >

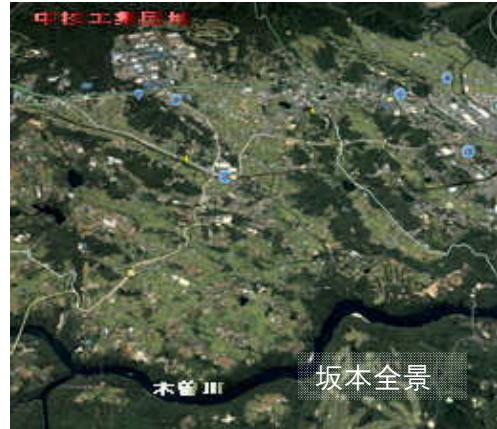
第1章	坂本地域発展の足跡	.....	1
1.	坂本の地勢	.....	1
2.	坂本の歴史	.....	1
3.	坂本の人口の推移	.....	3
4.	坂本の産業	.....	3
第2章	坂本地域まちづくりの歩み	.....	5
1.	今までの経緯	.....	5
2.	成果	.....	6
3.	課題	.....	7
第3章	中津川市総合計画と中期事業推進計画	.....	8
第4章	中津川市中期事業推進計画における 坂本地域の取組み	.....	10
第5章	坂本地域の課題と解決に向けた方策	.....	11
1.	ビジョンの骨子	.....	11
2.	取組みの概要	.....	12
1)	自然景観と伝統文化を大切に育むまち		
2)	高齢者・障がい者の個性を生かし支えあうまち		
3)	安心で安全な暮らしを守り育てるまち		
4)	活気とゆとりと豊かさを幅広く生み出すまち		
5)	コミュニティづくりで人間力を高めるまち		
第6章	長期的な展望	.....	21
1.	十年後の坂本の姿（展望）	.....	21
2.	望ましい姿	.....	22
第7章	ビジョンの実現に向けた仕組みづくり	.....	29
1.	「坂本地域まちづくり推進協議会」の組織と仕組み	.....	29
2.	「坂本地域まちづくり推進協議会」の組織表	.....	30
付録			
	坂本地域まちづくりビジョン策定委員会の活動経緯	.....	31



# 第1章 坂本地域発展の足跡

## 1. 坂本の地勢

坂本地域の地形は、南側に屏風山断層により形成された急峻な根の上山系があり、そこから裾野と台地（扇状地形）が緩やかに広がっています。根の上山系からは、野田川、新井沢川、千旦林川等が流れ出し、木曽川に注いでいます。地域の北側では、木曽川が扇状地台地を深く侵食して峡谷と奇岩からなる恵那峡の景観を作っています。この地形を利用して、大正時代に大井ダムが建設され、水力による発電が始まりました。



坂本地域の中央部には、JR中央線と山麓沿いの中央自動車道と国道19号が東西に横切っており、この利便性の高い交通網が、中核工業団地を始めとする山麓の商工業地帯の形成に寄与しています。

一方、北部の台地には農地が広がり、南部の商工業地帯とは対照的な景観を見せてています。

## 2. 坂本の歴史

古くは、日本書紀や古事記に「日本武尊」のおと坂越えの逸話が記載され、大和時代から東山道が通る地域、つまり要衝神坂峠の麓の坂本郷（落合から千旦林辺りまでの一带）として記録が残っています。また、927年に編纂された延喜式神名帳には、恵奈地域の神社として「式内坂本神社」の名が上がっており、その石碑が深沢地内の山林に残っています。



鎌倉時代には、加藤景廉が鎌倉幕府より遠山荘一帯を拝領して、遠山氏を開き、以降遠山氏は紆余曲折を経ながら幕末まで続くこととなりました。この時期、坂本地域では窯業が盛んだったようで、窯跡が二十数か所発見されていますが、鎌倉時代後期からの遺構は発見されておらず、いったん廃れてしまったと思われます。

安土桃山時代には、「茄子川村」、「せんだ村」などの文字が記載された文書があり、この頃には今の村が形作られたようですが、坂本地域は木曾衆9氏の支配下にあり、分割知行地となっていました。



江戸時代に入ると、尾張徳川氏と山村、千村、馬場氏の支配下にあり、相変わらず複雑な領地支配でした。江戸初期の頃には、千旦林村の枝村として辻原村、中新井村、岩屋堂が開かれました。

この時代に、中山道が5街道のひとつとして整備さ

れて、人の往来や物流が盛んになり宿場がにぎわいましたが、参勤交代や人馬の継立、街道の維持など地元の村々の使役はかなりの負担になっていました。

幕末になると、中津川では平田学派の国学が盛んになり、中山道を皇女和宮、水戸天狗党、官軍（東山道軍）などが往来し、歴史の転換期の様々なできごとの影響を受けましたが、尾張徳川藩、遠山藩などこの地域の各藩が朝廷への帰順の意思を示したため、戦乱による混乱は在りませんでした。

維新の動乱を経て、明治政府は体制の確立と国家の近代化を目指して、国の基盤を作るための様々な制度改革を実施し、日本国内は大きく変貌していました。廃藩置県、立憲君主制、戸籍法の施行、行政組織の整備、町村合併、議会制度、教育制度、徴兵制度など実際に様々な政策が打ち出され、これにより坂本地域にも、小学校、郵便局、電信電話局、鉄道などが次々と作られました。明治 30 年には、千旦林村と茄子川村が合併し坂本村ができましたが、それまで互いに競うことが多かった両村の合併は、県の強い指導によるものでした。

大正時代に入ると、中央線美乃坂本駅の建設、大井発電所の建設、乗合バスの運行開始など今日の坂本をかたちづくる出来事がありました。明治 32 年に始まった北部地域の開拓事業は、大正末期にはほぼ終わり、人口が 820 人余増加し、開墾された田畠は 190 町歩あまりにのぼりました。

第一次世界大戦後の好況が続いている経済も、大正の金融恐慌、昭和の世界恐慌と立て続けに恐慌に見舞われ、日本の特に農村の経済を直撃しました。昭和 5 年から 6 年頃にはこの地域にもその影響が表れ、米や野菜などの作物の価格が急落し農村の疲弊は激しいものがありました。こうした経済の疲弊、特に農村の疲弊が海外にその活路を求める植民地主義、軍国主義の方向へ大きな流れができ、人々を大東亜戦争（日中戦争・太平洋戦争）へと導いて行ったのです。この戦争で国家総動員令などにより、690 万人以上の多くの人々が戦地へ送られ、145 万人以上の人々が命を落としました。坂本地域でも 270 名余りの人々が戦死しています。

戦後の混乱が落ち着きかけた頃、坂本村では、村民が総出で「さつまいも」を寄付する等、中学校の建設に取り組み、2 年がかりの工事の後、昭和 24 年に完成しました。その校舎は「いも校舎」と呼ばれることもありました。坂本の教育に掛ける熱意は、この頃から今も変わらず今日の坂本区民に引き継がれております。

昭和 29 年に坂本村は中津川市と合併しましたが、昭和 25 年から合併の動きが始まった時、坂本村合併の頃から続く競合もあって、賛成派と反対派が争ったのですが、昭和 31 年には関係者の努力の結果収束しました。

高度経済成長を経て、日本の社会資本も充実し、坂本地域では国道 19 号のバイパス建設、中央自動車道建設、中央線の複線電化工事、中核工業団地の分譲開始など様々な事業が進められ、坂本の発展に寄与しています。



皇女和宮



大井ダム



風流踊り

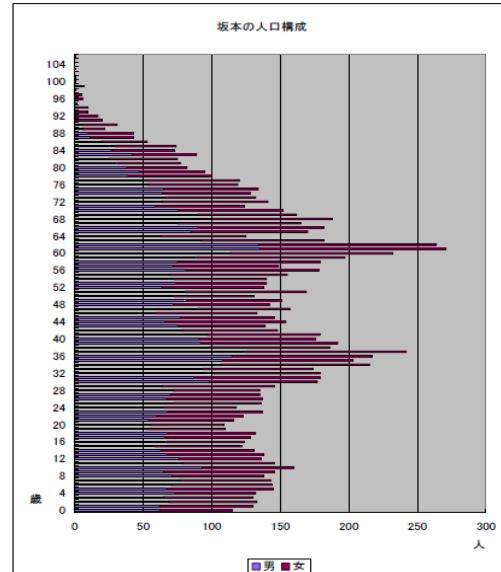
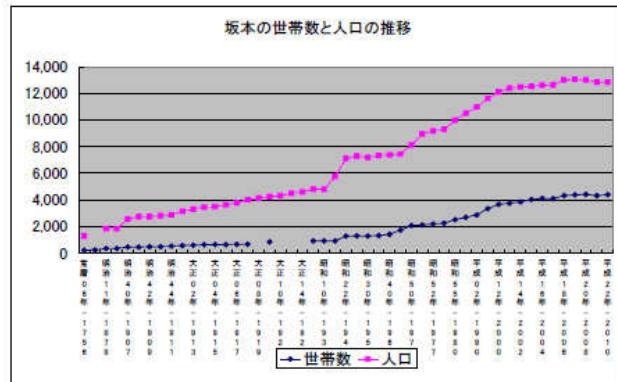
平成に入ってからもしばらくはこの流れが続き、中津川運動公園の整備、新市民病院の建設、東美濃ふれあいセンターの建設、中京学院大学の誘致、消防坂本分署建設、下水道終末処理場の建設などが実現しています。平成 17 年には、平成の大合併により、長野県山口村との越県合併、恵北 6 町村との合併を果たし中津川市域は大幅に広くなりました。新中津川市の中心として、坂本地域の果たす役割はさらに大きくなってきています。

### 3. 坂本の人口の推移

江戸時代中ごろには 220 戸 1,280 人、明治 11 年に 355 戸 1,822 人あまりと長らく微増の状態であった坂本の人口は、明治の終わり頃から増加傾向となり、昭和 5 年には 928 戸 4,800 人、戦後の高度成長時代を経て昭和 55 年には 2,521 戸 9,987 人と増え続けましたが、平成 10 年頃から増加は鈍り平成 20 年をピークに横ばいの状態です。

平成 22 年 4 月現在で、4,394 世帯 12,830 人の人々が坂本地域に住んでいます。人口減少により高齢化率が上昇し続いている市内の他地域に比べれば、唯一人口が増加して繁栄している地域といえます。しかし、18 歳以上の若者が市外へ進学のため流出し、卒業後も坂本へ戻らずに都市部で就職する傾向や、団塊の世代とその子供世代で突出していく、30 歳以下の人口が少ない釣鐘型の人口構成は、今後坂本地域においても高齢化率が他地域と同様に高まることが予想されます。

今後、若年層の定住化への取り組みの強化も重要なになってきます。



### 4. 坂本の産業

坂本地域の産業の分布としては、大まかに言えば、北部地域には農業が、中山道及び県道沿いには、文教関係の施設や公共的施設、住宅などが点在しています。それに対して、南部の国道 19 号沿いには商業施設や製造工場が分布し、特に中核工業団地には、16 社の中堅企業の工場に 2,200 人余りの従業員が勤務しており、中津川圏域の雇用の確保に大きく貢献しています。

#### 1) 坂本の農業の現在の状況

- (1) 辻原川水系の千旦林北部には、農用地が約 200 タールあり、水稻を中心に野菜、果樹等が栽培されています。また、この地域は粘土質の赤土の酸性度の高い



圃場が多く、さつまいも、落花生が特産品として注目されています。

- (2) 千旦林北部は、第1次農業構造改善事業、県営圃場整備事業などが実施され、整備が完了している辻原、北原、中原周辺一帯の農用地は、団地性20haの大規模農地が多く、高性能大型機械に対応する条件を備えており、今後、田畠輪換に対応する条件を備えています。
- (3) 坂本川及び野田川水系の茄子川地区では、農用地は約150haあり、水稻を中心に栽培されています。
- (4) 茄子川の主要な地域では、土地基盤整備が完了しています。

## 2) 坂本が抱える農業諸問題についての対応

- (1) 西部開拓パイロット事業地内の落花生は、西部園芸組合で生産、加工しブランド化に成功しましたが、連作障害や、カラス、イノシシなどの鳥獣被害が著しく、それにより収量の減少と生産規模の縮小が起きています。
- (2) 鳥獣被害は、地域全体に広がっています。根の上から中央道までの森林地帯を背にした地域の南側部分で野生鳥獣の生息域の拡大や個体数の増加等がみられ、それに伴いイノシシ・シカを中心とした水稻や、畑作の被害が激増しており、これらの対策が急がれます。
- (3) 交通の利便性や、下水道整備の進展、地理的条件とあいまって都市化が進展し、農地が減っています。
- (4) 農産物価格の低迷、高齢化の進行に伴う担い手の減少などが要因となり、耕作放棄地の増加、基盤整備への投資意欲の減退、老朽化が進行する用排水路や農道等の再整備や維持管理の断念等、今まで農業が担ってきた環境維持機能の低下が懸念されています。



辻原から恵那山を望む

## 第2章 坂本地域まちづくりの歩み

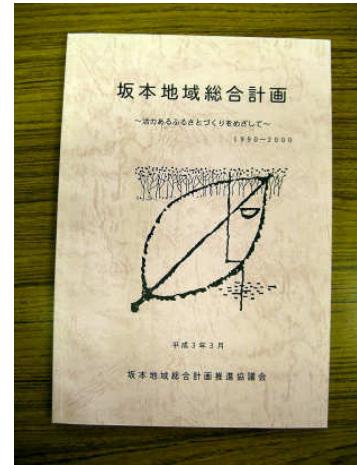
### 1. 今までの経緯

#### 1) 昭和 55 年 11 月 「坂本地域総合計画推進協議会」設立

#### 2) 平成 3 年 3 月 「坂本地域総合計画」作成

##### 主要課題

- (1) 坂本地域の道路網の総合的な整備
- (2) 河川改修・下水道整備
- (3) 文教・行政地区の整備
- (4) 駅前開発整備
- (5) 健康で明るい福祉地域づくり
- (6) 住みやすい環境づくり



#### 3) 平成 13 年 7 月 「坂本地域総合計画推進協議会」は発展的解消し、「坂本地域まちづくり推進協議会」を設立

##### その目的と活動

- (1) 基本理念として、「住民参加によるまちづくり」
- (2) 目的として、「坂本地域の自然や特色を生かしたまちづくり」
- (3) 主たる事業として、「まちづくりに関する行政への提言及び要望」  
→ 「坂本区民の願い」の取りまとめ、行政への要望活動

※平成 22 年度の「坂本区民の願い」の内容

##### ○総務文教部会

- ・ 坂本文教地区整備事業
- ・ 通学路の安全整備事業

##### ○福祉部会

- ・ 美乃坂本駅周辺バリアフリー化事業
- ・ 内科医院開業者への支援

##### ○建設部会

- ・ 市道、国道、県道の拡幅改良・安全対策事業
- ・ 河川改修・河川道路整備事業

##### ○農林商工部会

- ・ 農道、林道の拡幅改良事業
- ・ 観光農園促進事業

##### ○環境部会

- ・ 坂本処理場建設に関する諸事業



## 2. 成果

### 1) 道路網の総合的な整備

- (1) 北部農道（H14）及び南部農道（H15）の完成
- (2) 坂本地域の北部、南部を結ぶ南北道の新設（H17）
- (3) 鯉ヶ平農道の完成（H18）
- (4) 交通量の増加に伴う道路の新設や拡幅



坂本北部体育館

### 2) 河川改修、下水道の整備

- (1) 坂本北部農業集落排水整備事業が完了（H13）
- (2) 坂本全体の下水道整備事業に着手（H21）
- (3) 河川改修：道路の新設、拡幅に伴い、各所での整備の充実



坂本北部クリーンセンター

### 3) 文教行政地区の整備

- (1) 坂本コミュニティセンターの新設（H11）
- (2) 西消防署（H8）、郵便局（H7）、坂本交番（H21）の新築移転
- (3) 坂本小学校校舎の増改築（H8）、プール新設（H3）
- (4) 坂本幼稚園園舎の増改築（H5）
- (5) 坂本中学校屋外トイレの新設（H21）



坂本交番



はなのかセンター

### 4) 駅前開発事業

- (1) 小公園の設置（H5）
- (2) 駐輪場（H5）、駐車場の拡大
- (3) 清流国体に向けてトイレの新設計画（H22）



### 5) 健康で明るい福祉地域づくり

- (1) 老人と子どものふれあいの場「はなのかセンター」の新設（H20）
- (2) 各所に老人介護施設が開所（ひだまり苑 H12）
- (3) 学童保育所の創設（S63）とその後の拡充（現在 5ヶ所）

### 6) 住みやすい環境づくり

- (1) 東美濃ふれあいセンター（H12）、運動公園（H10）
- (2) 北部体育馆（H9）、北部グラウンド（H6）
- (3) 歴史遺産の保存と活用
- (4) 自然環境の保全と活用
- (5) 自主防災会…防災意識の高揚
- (6) 見守り隊、交通安全対策
- (7) 中核工業団地の完成
- (8) 農業構造改善事業（～H16）



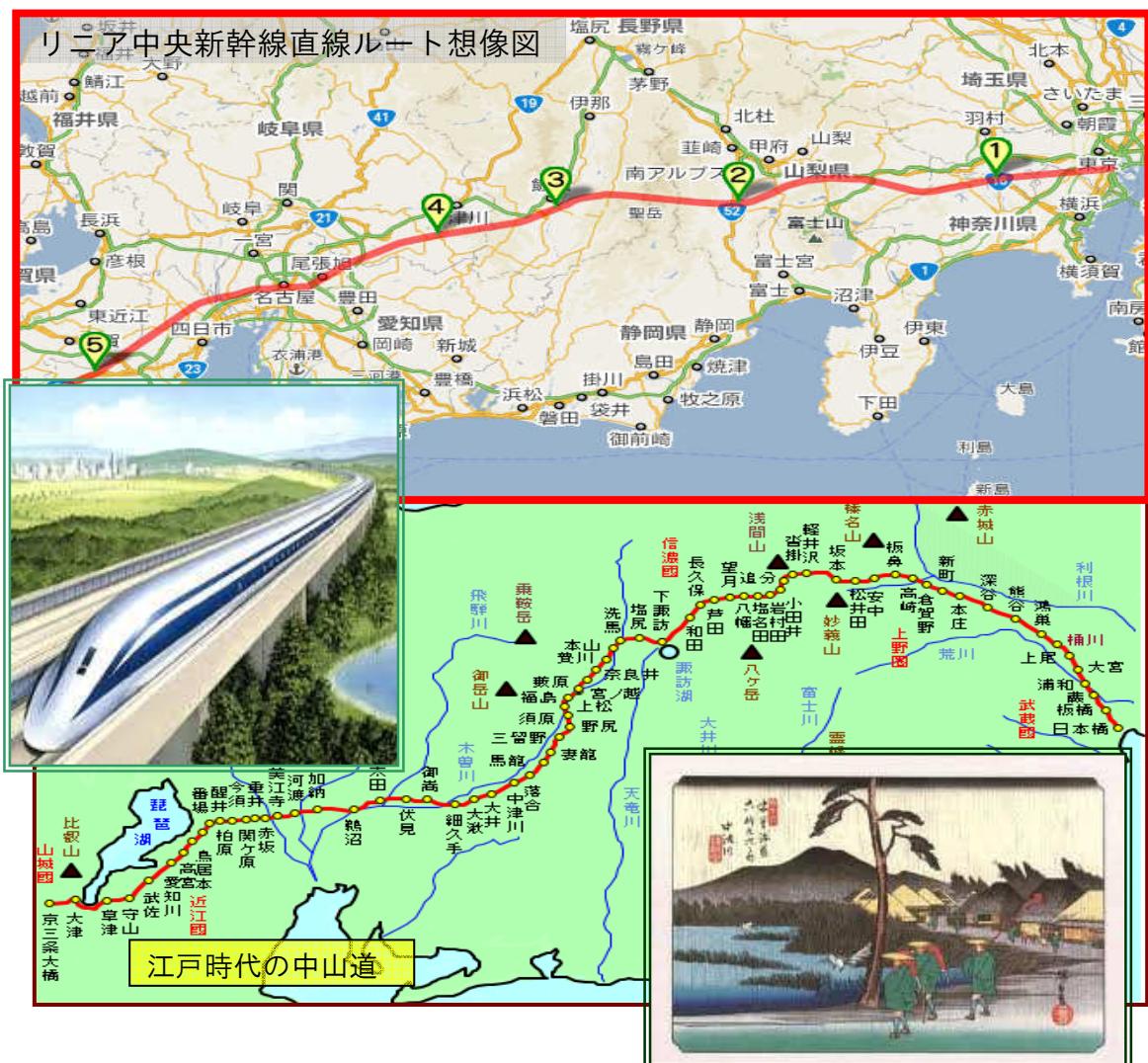
東美濃ふれあいセンター

### 3. 課題

- 1) リニア時代を見据えたまちづくり
- 2) 下水道浄化施設に関わる諸事業
- 3) 教育環境の整備と充実
- 4) 道路網の整備、通学路の整備
- 5) 河川改修及び、管理道路の整備
- 6) 耕作放棄地拡大の歯止めとなる農業支援対策
- 7) 歴史、文化の保存と活用
- 8) 自然環境の保全と活用
- 9) 医療(内科医)に関わる施設等の充実
- 10) 駅前開発
- 11) 老人福祉に関わる施設（老人が集い、健康増進、活性化を図る施設）
- 12) 多様な福祉に関わる諸事業
- 13) 人ととのつながりを深め、協働の精神を高める方策



坂本下水道終末処理場（建設中）



### 第3章 中津川市総合計画と中期事業推進計画

中津川市は、平成 17 年 2 月の市町村合併後、平成 17 年から 26 年の 10 年を期間として「新中津川市総合計画」を策定しました。この計画では、「多様性の中の統一」を基本理念に、「豊かな自然と独自の歴史・文化が光るいきいきとしたふるさと中津川」の実現を目指して、9 つの施策が掲げられています。

1. 安心できる温かい福祉のまちをつくります
  2. 安全で便利な暮らしをつくります
  3. 産業を活発にし、働く場を充実します
  4. 豊かな自然ときれいな中津川をつくります
  5. キラリと光る歴史・文化の中津川をつくります
  6. たくましく生きる人づくり
  7. 互いに助け合うコミュニティづくり
  8. 市民が主役の市役所づくり
  9. 社会基盤の整備

中津川市は、この計画を推進するために、計画期間を・前期(17 年度から 19 年度)・中期(20 年度から 23 年度)・後期(24 年度から 26 年度)の 3 つにわけ、平成 19 年に「中期事業推進計画」を作りました。そして、事業の推進に当たっては、つぎのように進めることとしています。

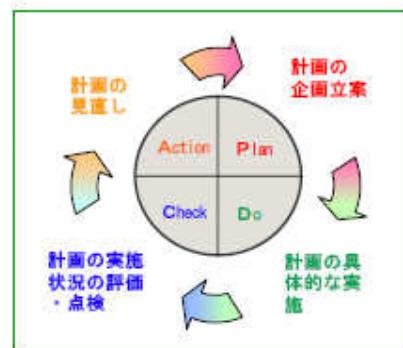
~~~~~(以下、中津川市中期事業推進計画より抜粋。)~~~~~

## (1) 事業計画の推進

- ・ 各事業を推進するにあたっては、(仮称)学校規模適正化計画、道路整備基本計画、公共施設整備計画等々の各種整備計画など具体的に作成し、計画的かつ効率的に事業を進めることとしています。
  - ・ ハード事業の整備については、施設整備そのものが目的にならないよう、施設そのものの必要性、既存施設の利活用、適正な規模、利用目的など施設のあり方を十分に踏まえて、施設の効果的な利活用に必要なソフト事業と併せてハード整備を進めます。

## (2) 事業計画の推進管理

- ・ 進捗管理の手法としては、進捗管理の代表的な国際的手法である「PDCAサイクル※」により管理します。
  - ・ このうち、評価・点検の手法として、施策ごとにその効果を計る具体的な指標を、現状値(平成18年度末)と計画の到達点(本計画では、4年後の平成23年度末)の目標値を設定し管理していきます。



### ※【PDCAサイクルとは？】

P=「計画の企画立案」、

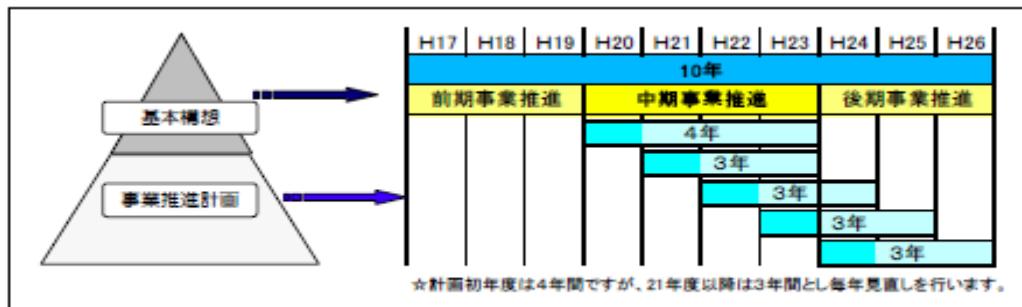
D=「計画の具体的な実施」、

C=「計画の実施状況の評価・点検」、

A=「計画の見直し」を指します。

### (3) 事業計画の柔軟な見直し

- ・ この計画は、前述の「PDCAサイクル」により進捗管理を計ります。初年度は4年間の計画として策定していますが、平成21年度以降は3年間を単位として毎年見直しを実施します。(下図参照)



- ・ 事業推進計画は、常に事業の必要性や効果を評価しながら、その都度新しい市民要望や社会ニーズなどの必要性と実現可能性を踏まえて柔軟な見直しを実施します。
  - ・ 施設や道路などの体系ごとの各整備計画などの策定、見直し時には、その個別計画を総合的に判断した上で、事業の追加、変更を柔軟に行います。
  - ・ 文化・スポーツや自然環境といった地域の多様性は尊重しつつも、常に行政サービスレベルの評価を実施し、教育や福祉といった全市統一的なサービスが必要なものについては、高いレベルの地域はそれを維持し、低いレベルの地域はそれを高めるように事業の見直しを実施します。

#### (4) 結果の公表

- 事業推進計画に掲げた各事業の実施状況及び施策の重点目標として掲げた成果目標の達成状況については、毎年集約します。その集約結果は市広報紙やホームページなどで公表し、市民の皆様からご意見を頂き(「PDCA サイクル」の「C=チェック」の部分)、今後の柔軟な計画の見直し(「PDCA サイクル」の「A=アクション」の部分)に活かしていきます。

~~~~~(引用終わり)~~~~~

## 第4章 中津川市中期事業推進計画における坂本地域の取組み

中期事業推進計画(平成20年度から23年度版)に坂本地域の主なハード・ソフト事業として、次の5事業があげられています。(注記 ○:ソフト事業 ■:ハード事業)

- 公共下水道の整備
- 坂本中学校屋体耐震補強
- 市道坂本114号線の改良
- 市道坂本203号線の改良
- 坂本地区教育施設総合整備検討

この5事業の実施状況と、区民の意識や要望した事項との整合性を検証し評価してみました。

| 事業                       | 実施状況  | 検証及び評価  |
|--------------------------|---|---|
| ■公共下水道の整備                | 終末処理場本体の建設は着実に進行し、各地域の配管工事も進められており、H23年3月には、一部供用される。  | 下水道整備事業の建設工事の進捗状況は、評価できる。地元坂本区民の願いである、下水道整備事業の付帯事業としてのハード・ソフト面の要望事項は、順次着手されつつある。          |
| ■坂本中学校屋体耐震補強             | 実施されていない。   | H19年度の調査の結果、耐震強度が足りているため、工事の必要がないと判断された。  |
| ■市道114号線の改良(二軒屋地区)       | 実施された。  | 要望どおり実施済評価する。   |
| ■市道203号線の改良(バローホームセンター裏) | 実施された。  | 要望どおり実施済評価する。   |
| ○坂本地区教育施設総合整備検討          | H20年6月に「坂本文教地区整備検討委員会」を設置し、検討がされその結果<br>① H20年10月「坂本小学校の教育環境に関するアンケート調査結果」発表<br>② H21年3月「坂本文教地区整備のあり方に関する提言書」発表<br>③ H22年10月に坂本幼稚園・保育園の移転新築を市関係機関に要望した。 | 「坂本文教地区整備検討委員会」においては、坂本文教地区的現状と課題を検討し、さらにはアンケート調査結果に基づき区民の思い、願いを反映させ、整備事項に優先順位を付して要望している。 |

## 第5章 坂本地域の課題と解決に向けた方策

### 1. ビジョンの骨子

#### 現状の把握と課題の抽出

##### 社会情勢の変化

- ・ 経済の低迷と地方財政の悪化
- ・ 人口の高齢化と少子化
- ・ 地域コミュニティの弱体化

##### 地域住民の姿と願い

- ・ 住民の家庭経済の悪化
- ・ 雇用・生活基盤の安定化の希求
- ・ 人間関係の希薄化

坂本の地域力の向上を目指して  
多様性と伝統を尊重し未来を開く！！

##### 1. 自然景観と伝統文化を大切に育むまち

- ・ 山や川、生き物などの豊かな自然の保全と活用
- ・ 中山道などの歴史的遺産の保存と整備
- ・ 地域に根付く祭りなどの伝統文化の継承

##### 2. 高齢者・障がい者の個性を活かし支えあうまち

- ・ 高齢者世帯や独居老人を支える地域の組織作り
- ・ 高齢者・障がい者に優しいまちづくり
- ・ 地域医療の充実

##### 3. 安心で安全な暮らしを守り育てるまち

- ・ 道路の整備と交通安全の推進
- ・ 未来を支える子供たちを見守る地域の目
- ・ 水害や地震などの災害に備える地域の協力

##### 4. 活気とゆとりと豊かさを幅広く生み出すまち

- ・ 地産地消の農業で地域の振興
- ・ 若者や流入者の定着と古くからの定住者との融和
- ・ 女性の就労とお年寄りの生きがいを実現する制度

##### 5. コミュニティ作りで人間力を高めるまち

- ・ コミュニティの組織形成と強化
- ・ リーダーとなる人材の育成
- ・ ボランティア活動の活性化

住民の協働の力



## 2. 取り組みの概要

### 多様性と伝統を尊重し未来を拓く！！

- 従来からの住民と新しくこられた方々の多様性の重視と伝統の調和
- 縮小均衡型でなく拡大戦略に基づいた長期発展のための戦略の立案
- 道路、産業、自然、環境等グランドデザインを描き継続的な取り組みを進める
- 自分たちのまちは自分たちで作る主体性と協働の力

#### 1) 自然景観と伝統文化を大切に育むまち

- (1) 山や川、生き物などの豊かな自然の保全と活用  
里山の中を明るく、さまざまな動植物が生息し、農業や子どもの体験学習、森林浴散策など持続的、日常的に里地・里山を利用出来る環境にするための施策の立案と実施が必要です。
- (a) 森林を子供の体験学習（林間学校等）、森林散歩等の場として整備
  - (b) 将来を担う若者の育成（例えば、みどりの青年団組織等）
  - (c) 荒廃した民有地や放棄された山林が散見されるので、公的資金を投入した整備や、NPO、ボランティア等による支援活動の推進
  - (d) 自然災害を防止する役目を担う砂防堰堤の整備



- (2) 中山道などの歴史的遺産の保存と活用

坂本は中山道を中心として江戸時代より交通の要衝として文化的にも重要な役割を果たしてきました。先人の残してくれた遺産を守り次世代に引継ぎ残すことは私たちの責務でもあります。

- (a) 中山道ルートの整備充実（案内看板、トイレ等々）
- (b) 史跡をめぐるルートの整備開発
- (c) 文化的サークル活動の強化



- (3) 地域に根付く祭りなどの伝統文化の継承

古くより生活の中に根付き、息づいてきた祭りや行事を後世に伝え、地域や郷土を愛する心を育てます。

- (a) 千旦林、茄子川の祭り、獅子舞、花神輿、お月見泥棒、どんど、巫女舞、提灯祭、虫送り、三十三弘法等を守り残す努力が必要



- (b) 子供の頃より親しんできたあやとり、お手玉、昔話等を調査し、皆で楽しみ残す努力が必要

## 2) 高齢者・障がい者の個性を生かし支えあうまち

平成 17 年の国勢調査による高齢化率は、全国平均で 21.0%、岐阜県は 21.0%で平均でした。

平成 22 年 4 月の高齢化率は、中津川市全体が 27.0%であるのに対し、坂本地域は 22.0%で市内では最も低い率となっていますが、年々高齢化率は高くなっていく事が必至で、平成 32 年（10 年後）には、坂本地域は 26.8%と推測されており、4 人に一人は高齢者ということになります。

もはや高齢者の基準を 70 歳に上げ、健康で活動的な社会活動が担える役割分担の再構築が必要になってきました。

### (1) 高齢者世帯や独居老人を支える地域作り

今まで働き、私たちの生活を作り支えて頂いた方々への尊敬といたわりの心で接し、末永く人生を楽しんでいただける環境作りが重要です。

#### (a) 生きがいづくりの推進

健康で明るく、ひきこもりや寝たきり老人にならないための施策



マレットゴルフ

(ア) 憩い（ふれあい）施設の建設—北部、と南部（運動公園近傍）

坂本に温泉＆プール付き、健康増進センターの建設と利活用推進

(イ) 健康の維持と増進のための講座やサークル活動推進

(ウ) 地域に子供や高齢者が集う小公園、ふれあい施設の建設

(エ) ピンピンコロリ運動（注）の推進（元気にウォーキング、マレットゴルフ、グランドゴルフ等の戸外スポーツを楽しむ気力と体力作り）

（注）ピンピンコロリ運動とは

⇒年を取っても介助に頼らず、元気で動けるように健康な体を維持する取組み

#### (b) 介護（在宅・施設）サービスの充実

(ア) 特別養護老人ホームやグループホームの整備建設（低料金で誰でも入居出来る施設）

(イ) 独居世帯・高齢者世帯への近所の見守り

(ウ) 小規模多機能型居宅介護施設の整備



#### (2) 高齢者・障がい者に優しいまちづくり

交通弱者と言われる方々の移動手段やバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりが必要です。

##### (a) 巡回福祉バスの導入

### (b) バリアフリー化の推進

地域一斉に公共施設等の点検を行い、推進に強力に取組む

- (ア) 全ての幹線道路にセミフラット方式の歩道（注）を整備

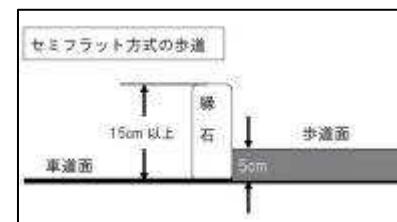
(イ) JR坂本駅にエレベーターの設置

(ウ) 公共施設（郵便局・JA・公民館等）全てのバリアフリー化の推進



(注) セミフラット方式の歩道とは？

⇒ 安全のため 15cm 以上の高さの縁石で車道と区切り、且つ歩行者の負担を軽減するため歩行面を車道面より 5 cm程度上げた歩道



### (3) 医療の充実

市民病院と地域医療の連携が叫ばれている今、一次医療の充実が急務で開業医師への各種の支援が必要です。

- (a) 地域に開業医院を誘致

内科や産婦人科医を、北部や千旦林地区に。



## 3) 安心で安全な暮らしを守り育てるまち

文明の進歩と共に私たちの周りは便利になりましたが、危険や不安要素が増してきています。本当の安全と安心を求め、生活環境を見直し、都市機能や教育環境の整備・充実が必要です。

### (1) 道路の整備と交通安全の推進

- (a) 主要道路網の整備（東西南北のメイン道路建設）

- (b) 生活道路や通学道路の安全性を高める整備と道路の拡幅

(ア) 街灯を増やし明るいまちに

(イ) 護岸道路

(ウ) セミフラット方式の歩道の設置



交通安全運動

### (2) 住環境の整備

インフラとしての住環境、特に公共性の高い機能、都市の中心をなす区画等について計画性と実現に向けた運動が重要で、達成まで続ける根気と努力が必要です。

- (a) 都市計画の推進

(ア) 駅前の街並み整備（トイレ建設他）

(イ) 区画整備事業（街並み区画・行政区の区画等）

- (b) 公園整備と緑化の推進

(c) 下水道の整備

(d) ごみの収集体制の適正化とごみ減量の推進

(e) 河川の浄化（ホタルの飛び交う河川）

現状は、河原は雑草が茂り放題で、危険で汚い。行政に任せっぱなしではなく地域住民で出来ることは自ら行い、その上で行政を巻き込んだ取組が必要です。

### (3) 子どもの健全育成と教育環境の整備推進

未来を担う子ども達の健全な育成が坂本の発展の礎で、私たち親世代の生き方を子ども達を見て育ちます。みんなで温かく見守り育てましょう。

(a) 文教地区整備（保育園・幼稚園・小中学校の教育環境整備含む）

学校の施設は、子ども達が学習し、生活する場であることはもちろん、将来は生涯学習の場としての役割や地域の人材の受入、複合化による社会教育施設や高齢者福祉施設等との有機的な連携など地域コミュニティの拠点として整備が必要です。

その拠点としての文教地区を、現在の小学校敷地に隣接した南側に新たな用地、約 15,000 m<sup>2</sup>を確保し、幼稚園・保育園、小学校・中学校全てを含め、新校舎を配置し、一体的な整備が必要です。

(ア) 安心・安全で快適に過ごせる教育環境の整備

(イ) 子ども達が夢を育む明るい環境整備

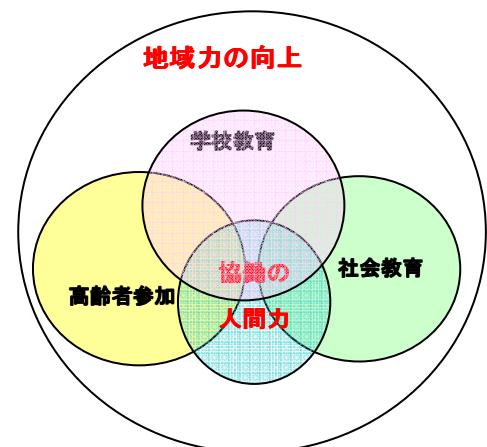
(ウ) 学童施設の拡充と充実

(エ) ふれあい施設「はなのきセンター」の充実

(オ) 公共施設に太陽光発電設備の整備

(カ) 坂本公民館の整備充実

(キ) 坂本の図書館建設



### (4) 女性の社会進出と子育て支援の充実

子育て世代を含めた女性の力と視点で、様々な施策や行事の運営を行ってもらい、男性はそのサポートを行うことが必要です。

(a) 行政機関への女性の登用（女性の視点での行政サービスの強化）

社会を構成する重要事項について、女性の登用を多くし、男性中心の思考から女性の考え方を導入し、行政サービスを強化することが必要です。

(ア) 市職員の女性の採用強化



- (イ) 地域団体や各種団体への女性の進出支援
- (b) 女性の就業促進のための、市民協働による子育て支援の推進
  - (ア) 高齢者による児童の預かりサービス事業の推進
  - (イ) ファミリーサポートの充実
  - (ウ) 子ども（学童）保育所の支援（助成）… 地域のクラブ、学校等
- (c) 保育サービスの充実
 

海外のベビーシッターのような、少人数の子ども達の預かり保育の充実に関する制度の研究を行うことが必要です。

  - (ア) 子育てネットワーク作り
  - (イ) 未満児保育施設の建設



#### (5) 防災対策の推進

自主防災会の強化を初め、地域で自分たちの生活の安全と、災害時に生残りの出来る自助機能の確立とそれを支える設備や機材の充実の強化が必要です。

- (a) 防災施設、資機材等の充実
  - (ア) 防災備蓄倉庫の整備と備蓄資材の充実（各地域の防災組織単位毎に 1 基設置）
  - (イ) 地域の避難所整備
- (b) 防災体制の整備
  - (ア) 防災伝達システムの構築
  - (イ) 高齢者や障害者をフォローする仕組み構築と整備
  - (ウ) 消防団の育成



防災訓練

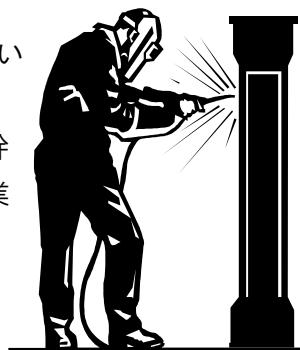
### 4) 活気とゆとりと豊かさを幅広く生み出すまち

地域内での生産から加工、流通、販売、消費に至るまでの循環を考えた産業や事業を育成し、その規模の大小を問わず、地域内の事業力の向上により様々な分野での従業者の増加や地域内での資金の流通による活力とゆとりの創成を行うことが重要です。

#### (1) 工業の振興

坂本地域は、現在、東濃地域では最大の工業団地を有していますが、近年の経済不況により、既存の会社の活況がなく、依然として空地が点在したままの状態です。リニア中央新幹線駅をこの近くへ誘致できれば、この地域は将来東濃の産業の拠点となる可能性があります。

- (a) 企業誘致活動の促進—企業にとってのメリット分析
  - (ア) 土地の無償貸与や税制の優遇策
  - (イ) 中津川インターとリニア中央新幹線駅から工業団地への幹線道路の建設



## (ウ) 自然エネルギー（太陽光を始め風力や水力）の活用の研究と実用化

### (2) 農業の振興

収益を上げるための土地として、事業・規模等経営者の観点からの抜本的な見直しが迫られています。

農業法人等大規模化、集約化を行い、また独自の販路（インターネット販売等）で自主流通も含めた産直、生産者の見える販売網の構築等による地域にあった農業経営が求められます。



また、中山間地の特徴を生かした農業のあり方の研究、付加価値の高い野菜等の導入が必要です。

#### (a) 地産地消の推進と坂本ブランドの確立

(ア) 栗やさつま芋、落花生等の有力產品を、消費者ニーズに合わせた新商品で提案をして坂本ブランドに育て、地域をあげた支援体制を確立する努力が必要です。  
(食生活改善推進員、サークルやコンテスト等による提案等)

(イ) 最近の都市型の食生活への対応や、海外からの新しい野菜を取り入れる等高付加価値作物の研究と作付転換を図ることが必要となります。

#### (b) 自立農業の育成と推進

- (ア) 農業への新規参入への制約の撤廃
- (イ) 新規農業者への支援
- (ウ) 休耕田整備、大型機械が入る田畠の整備
- (エ) 農業の企業化
- (オ) 農地法の運用のあり方の検討



～アルプスの連山遠く春を待つ～



恵那山から中央アルプスへ続くやまなみを遠望する

### (3) 商業の振興

坂本駅周辺の再開発により駅や中心部としての特性を生かしたにぎわいのあるまちづくりが必要。都市計画等の計画性のある整備が求められ、商業者や住民を巻き込んだ駅前地域開発の議論の場を設ける必要があります。

#### (a) 商店街の活性化

駅前を中心とした地域の活性化

- (ア) さまざまな店が立ち並び色々な用事が足せる複合的な商業施設
- (イ) 広場などの休息施設があってゆったりと買い物が出来る商業施設
- (ウ) フリーマーケットや朝市のスペースが配置された商業施設



フリーマーケット

### (4) 観光の振興

坂本は文化施設や風光明媚な場所等観光要素は十分にあり、行政や民間と一体となった観光ルートの開発とPR活動をもっと盛んに行うことが必要です。

- (a) 坂本地域に点在する花の名所、景勝地等をめぐる観光ルート整備
- (b) 木曽川沿いの景勝地の散策ルートや観光施設などの開発
- (c) 根の上高原やその山麓の林間をめぐるウォーキングルートの開発
- (d) 地域ボランティアガイドの育成
- (e) 地域の観光推進組織づくりと立上げ
- (f) 観光ガイドマップの整備
- (g) 観光資源の発掘
- (h) 若者の活動援助



冬の恵那峡



根の上湖

### (5) 生涯学習活動の推進

社会教育の一貫としても重要なことでより強力な推進が望まれます。

#### (a) 公民館の充実

- (ア) 駐車場
- (イ) 交通アクセス
- (ウ) 調理室の改善
- (エ) トイレの改修



- (b) 図書館の充実
  - (ア) 坂本に図書館新設整備
  - (イ) 中津の図書館との情報ネットワーク強化
- (c) 講座メニューの充実
  - (ア) 魅力ある講座の整備
- (d) 各地域のクラブや集会所の活用方法の検討
  - (ア) 小規模で地区のベテランや名人の指導でミニサークル活動の強化

## 5) コミュニティづくりで人間力を高めるまち

これからまち作りは行政主導のみではなく、地域住民による自立的な取組によるコミュニティ作りが重要で、地域住民による主体的で継続的な活動が求められています。

### (1) コミュニティ団体や実行組織の整備

現在ある各地区の自治会を単なる行政の施策や行事の伝達機関に留まらず、地域の特性に合わせた活動中心の組織に強化し、地域住民の主体的な活動を行う母体となるように推進していきます。

#### (a) 地域のつながりの維持と強化

お年寄りの技能や経験豊かな人が中心となって、各種のサークル、ボランティア団体を作り、地域密着型の活動を広め、次第に近隣地域へとその輪を広げることを推進します。



#### (b) 新しい人が入りやすい自治会の制度

新たに住宅を建築され、また引越しされてこられた方々に、より馴染みやすい仕組み作りが必要で、特に自治会への根拠のない負担金のあり方を再検討し、温かく迎え入れる工夫が必要です。

#### (c) ボランティア団体の育成

各地域内や坂本地域全体の各種サークルや団体を中心となって指導、育成して行ける人材の育成が急務で、市内の各団体の長による活動の事例を教わり、この方々を中心としてゆるやかな連携により地域活動を盛んにすることを推進します。



### (2) 活動のリーダーの育成

大げさに構えるのではなく日常の行事や催しに中心になって推進してもらえるリーダーを選び、その方々を中心として各種の会合や行事をすすめます。

#### (a) リーダー育成のための研修

このようなリーダーは自然発生的に育つものではなく、意識付け、動機付が必要で、またやる気と成果の評価についても達成感の味わえる評価方法が重要で行政がその後押しを行う必要があります。

#### (ア) 諸団体と体験交流を通して育成

市内の活動団体間の情報交換会や研修会等を隨時開催し、人間関係や知識の向上に役立てる様な後方支援が大切です。

(イ) 研修会の開催

各種講演会や実地指導を含めた、研修会を開催し、専門知識やスキルアップを図ることで、地域での指導力の向上が図れます。



(3) 区長会の運営方法の検討

**区長会を中心としたまちづくり**

今後のまちづくりは、「坂本のことは坂本で！」の心構えで取り組む必要があり、坂本地域まちづくり推進協議会を中心として、区長会がその任を負うことになります。

現在の区長会の運営方法を、行政からの上意下達型の運営でなく、多くの時間を各地域の活動報告や課題の解決に向けた検討会のような方向に改める必要があります。



一気にその方法に変更するのは無理で、まず区長の使命を区民の皆さんに理解してもらう努力が重要です。

その上でその使命を理解した選出方法により、区長の選出を行なうことが前提となります。

以前より検討されている区長の任期の問題も、同列に議論されるべきで、一刻も早い方向転換による課題解決型の区長会への変身が期待され、またそのことが地域活動の根幹を支えることになります。



## 第6章 長期的な展望

前章までに現状や短期・中期のあり方や取組みの方法等について述べてきましたが、本章ではもう少し将来の展望を記述します。

### 1. 十年後の坂本の姿（展望）

#### 1) 人口構成は



平均寿命の伸びは大きくないものの出生率の減少もあり、高齢化は今より進むと思われます。ただ、短期的な若い年齢層の人口増も予測され、従来の高齢化パターンとは異なる、若い年齢層と高年齢層との2極分化することが予測されます。その後の新しい街づくりによる人口増と地域の発展を目指すためには、これらを視野に入れた有効な都市計画の策定が必要です。

#### 2) 産業構造は

現在計画はありませんが、今後中核工業団地の拡張造成を計画して積極的な企業誘致を図れば、機械加工業、運輸物流業、及び一部IT関連企業等の進出により、労働力の需要増で労働人口の増加を図ることが期待できます。

しかし、地域の労働力をすべて吸収するにはまだ不十分で、雇用の確保のためには特色のある長期的な産業育成と企業誘致が必要です。



#### 3) 教育環境は



市内全域では減少傾向ですが、坂本では、若い年齢層の人口流入により、児童生徒数は増加すると思われます。子ども達の教育環境は最も優先されねばならず、平成21年度の坂本文教地区整備検討委員会による「提言」の実現に向けた努力が緊急の課題であり続けます。

しかし、自治体の財政難が続いていることから、今後の十年間も対応が追いつかず、不十分な状況が続くと予測されます。

#### 4) 医療分野は

老齢人口の増加により、福祉予算の逼迫は益々進むと思われます。したがって、地域住民全体が、自らの健康に留意して医療費のいたずらな浪費を避け、予防医療の分野を充実することで、健康な長寿社会を作る必要性が今以上に重要視されていると思われます。



## 5) 景気は

この地域は、新しい街づくりによる将来を見通した長期的な経済政策への取組みが、必要と思われます。産業や労働等の面において、地域経済の地力をバランス良く発展させる政策が望されます。

## 6) 環境は

意識して保全活動を継続した地域は維持されますが、そうでない地域は、開発の名の元に土地の切り売りや放置による荒廃が進み、環境が悪化してゆくことが予測されます。

安全で豊かな地域を作る為にも、長期的な開発計画の立案と着実な施策の継続的遂行が必須となります。

特に南部地域の森林と各河川の維持保全は、最も注力しなければならない分野です。



山林の崩壊

## 7) 地域構造は



農業を中心として、明治以来嘗々として発展させてきた坂本の地も、時代の要請から中山間地型の形態から一部の地域では都市型への移行が進みつつあり、地域内の調和の取れた開発の重要性が益々高まっていると思われます。

また、地域格差の是正のために、地域内での公平な資源の配分が重要となってきます。

## 2. 望ましい姿

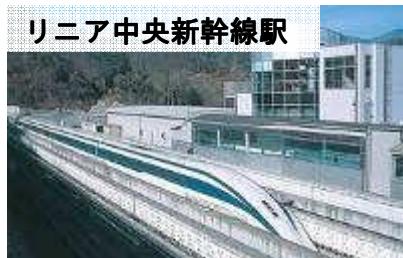
### 1) リニア中央新幹線開業により想定される効果

新たな交通網は、坂本に住む住民の意識や地域の文化に変革を迫ってきます。リニア中央新幹線が通るということは、坂本からの目線が西（名古屋）から東（東京）へ方向が変わることを意味しています。これからは直接東京と結びつき、都心で仕事をし、原宿で遊び、渋谷で食事をする時代となるのです。



リニア中央新幹線

リニア中央新幹線の開通は、まさに坂本と首都東京が直結することを意味します。名古屋が西玄関で、坂本は岐阜の東玄関となることへの自覚と対応を迫られることになります。



仮に駅が坂本地内に出来るとすれば、用地確保、周辺とのアクセス等そのどれをとっても困難な課題を突きつけられることになります。単に通過するのみであっても、同じ心構えを持って望む必要があります。リニア中央新幹線が通るメリットは勿論、デメリットを十分視野に入れて、その効果を

最大化すべく、孫子の代を見すえた長期的な視点で知恵を出し合う事が最も重要です。

本来的には、都市計画に従った鉄道の敷設であるべきですが、「まずリニア中央新幹線ありき」の中で前述のような視野に立ってのまちづくりが求められています。

## 2) 教育環境

学校教育を取り巻く社会環境がいちじるしく変化して、将来が不透明ななかで、社会人として自主的に判断し行動できる能力を身に付けることが児童・生徒の教育の大変な課題です。

この課題に対応し、「生活・学習の基礎基本を身につけたたくましい子どもの育成」をテーマに、学校、家庭、地域が緊密に連携し（PTCA）、協力して「知・徳・体」を備えた次代を担う子どもの育成に取り組む必要があります。



そのためには、基本的生活習慣を身に付けること、基礎学力の向上、自然体験やふるさと教育等いろいろな体験による子どもの社会性を身に付けることが大切です。保護者の意見を教育現場に反映する仕組みづくりや、「坂本文教地区整備のあり方に関する提言書」による学習環境整備の推進等、様々な取組みをすすめて、「子どもたちの生きる力」を育てていくことが重要です。

## 3) 環境保全



### (1) 森林保全について

木曽川は、長野県、岐阜県及び愛知県を流れ伊勢湾に注ぐ重要河川であり、都市の水道水だけでなく、漁場への栄養の供給など幅広く影響を与える存在であり、その水質の保全は重要なテーマです。

保古山を中心とした一帯の山林を、愛知県や三重県を巻き込んだ伊勢湾環境保全地域として、保全や活用を働きかけていく必要があります。植林や環境保全活動を、都市住民を含めた広がりのあるものにすることで理解を深めることも可能です。

工業団地、運動公園等がもう少し幅広く開発されると、山林の減少は避けられません。だからこそ、その南側の山林地帯をどうするか、保護と活用の両面から研究することが重要です。

環境保全の分野においては、もっと「遊び心」を持たせた企画で人々に参画してもらえるよう働きかけることが重要です。生活にも、人生にも、「ゆとりと遊び」がなくては、充実したものとはなり得ません。行政による施策にも、人間生活の「ゆとりと遊び」に配慮した心遣いが望まれます。



茄子川産業振興財団、千旦林生産森林組合や坂本財産区等過去から一帯を保全してこられた組織、団体にも加わっていただき、地域住民や中京圏を含めた都市部の人々が一緒になって、自然の中で楽しみながら自然を大切にする取り組みが必要です。

動物は奥山に人々は里山に棲み分け、お互いの領分を犯さない意識と施策が必要です。檜や杉だけの山林でなく、奥山には動物の餌となるような実のなる木々を育て水源涵養林として落葉広葉樹との混植を進め、里山にはハイキングルートや、林間キャンプ場等の山に親しむ施設を整備等の事業展開が必要です。

## (2) 河川環境について

千旦林川、坂本川を親水川（ブロックとU字構でなく、自然石の土手で築かれた川。例えば四ツ目川）に改修して、地域住民が日常的に親しみ楽しめる川とすることが大事です。地域の河川に、愛着をもつことが美しく守ることにつながります。その他の中小河川も、地域住民が自己保全できるような構造にし、地域の環境美化は地域住民の手で行なうことが望まれます。



## 4) 安心・安全と防災意識の高いまちづくり

### (1) 自主防災会の強化について



自主防災会をより充実発展させ、地域住民の見守りや災害時の早期の自主的な支援活動が、機能するよう日頃からの訓練を行なうことが重要です。

みんなが情報を共有し協働して手を携え、安心安全対策を進める必要があります。

町内会の互助精神を拡充して、災害弱者と言われる方々への配慮のできる自主防災会に充実させることが重要です。

そのためには、日頃から身の周りの危険に敏感に反応して、身近なことから順番にみんなで解決できるよう取り組む努力が大切です。

## 5) 地域産業の再開発

### (1) 工業団地の拡充強化について

リニア中央新幹線開通後を見越して、現在の工業団地を拡張して物流や情報産業の企業誘致に取り組むことが強く望されます。

また、税制面での優遇策や補助制度を整備することを行政に強く働きかけ、地域間競争に打ち勝つことが重要です。



## (2) 地場産業の育成について

本来の地場産業、特に農業を採算の取れる産業に再編成することが重要な課題で、



一次産業から六次産業への移行により、新たな商品とマーケットを開発することに取り組むことが大切です。

例えば、栗や北部のさつま芋や落花生等の作物を使った新しい食品やお菓子、そしてその食べ方を、コンテスト等で企画提案する等、開発や拡販に向けての条件整備が必要です。

また、自給率向上の観点から耕作放棄地等で比較的手間の掛からない蕎麦に転作して、蕎麦を食べる文化を定着させてマーケットの拡大につなげる試みに取り組みます。食生活改善推進員協議会等の協力により、食文化の変化への働きかけも考えられます。



## (3) 農林業の振興について

米作一辺倒から複合作物への転換など、国の農業政策の元での事業転換が容易でない中、知恵を絞らなければなりません。

個人所有農地の個別審査によるバラバラな小規模切り崩し型の宅地転用でなく、一定規模の事業開発型の土地活用の視点が必要で、農業委員会の土地活用への高度な視野が望まれます。



また北部地域の農地の高度利用についても、愛着や未練を超えた再開発が望まれます。

地域で算出する木材を利用して、木質住宅や手作り家具等の特質のある製品を生み出す事業への展開が出来ないか検討の余地があります。

## 6) 地域のゾーニングと南北を結ぶ幹線道路の整備

坂本全体を憩い、工業団地、商業、地域産業、農業等にゾーニングして、無秩序な街ではなく一定の計画を持った都市開発とすることが重要です。そして各々のゾーンをつないで東西南北にまっすぐ走る幹線道路を整備することで、物流を盛んにすることができます、地域内の各機能を効果的に発揮することが可能になります。

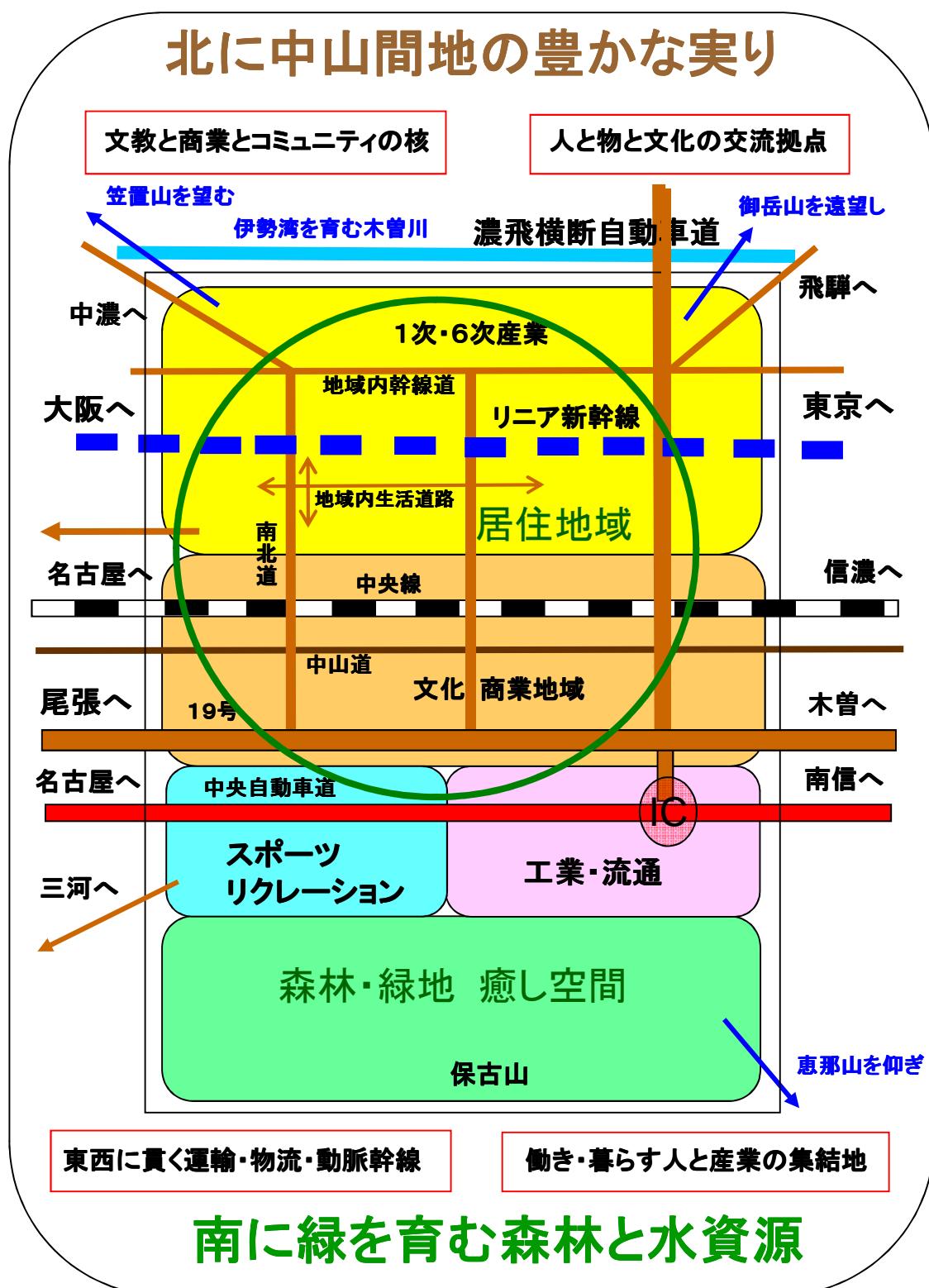
次のページの別図「坂本の地域と機能」により、地域のゾーニング（注）の考え方を提案します。

(注) ゾーニングとは？

⇒ 使われる分野により意味合いが異なりますが、都市計画分野においては、用途地域制をはじめとする地域・地区によって土地利用を面的に割り当てていくことをいいます。

## 別図 坂本の地域と機能

坂本の地形や機能をおおまかに図示すると下記のようになります  
いまの機能を生かしながら、開かれた、より住みやすい地域作りを目指し  
長期的な視点で、開発計画の立案と実行が望まれます。



## 7) 施設の分散配置

時代の要請は、中央への集中配置による効率化から分散配置による利活用のし易い施設配置へと変貌しつつあります。高コストおよび運営難等と引換の分散化が受け入れられるためには、地区住民の地域エゴのみでなく、より高度で長期的な視野と判断が求められます。

## 8) 保健・福祉

高齢化に伴う医療費の増大が、国は言うに及ばず地方自治体をも予算の硬直化と高コスト体質にし、本来前向きである筈の福祉が常に予算の制約を受けて、不十分な状況におちいる危険性があります。

医療の充実と医療費の増大が比例することのないよう、保健活動と予防医療に官民一体となった取組が必須で、避けては通れません。治療のための医療から健康維持のための予防医療へ転換していくために、保健と福祉のあり方について地域住民の意識改革が強く望されます。



ラジオ体操

## 9) 心安らぐ住環境の整備

地域を見渡し、従来の東西型の交通網に加え、南北の道路網を強化し、坂全体のネットワークの強化が今後の産業の発展や地域力の向上に欠かせません。日常のミクロの目線とマクロの開発計画の組合せで総合的な機能強化を図ることが重要です。

中山道や北部地域の歴史的文物の保存・展示や観光ウォーキングを兼ねたルートの開発整備や観光地の提案を、行政や民間と共同開発する等ゆとりある地域の姿を想定し、着実に進めることが大切です。



計画的な都市づくり

## 10) 各種の活動団体やサークル等のゆるやかな連携

地域団体や自主活動団体の活動の下支えと、ゆるやかなネットワークにより、地区内の活性化や人間関係のつながりの強化が大切です。

公民館活動やサークル、ボランティア活動等の集まりを支援する仕組み作りが重要で、一人ひとりが参加しやすいような開かれた情報公開の方法の研究が待たれます。



みんなで考えて

## 11) 自助と共助

～ひとりはみんなのために、みんなはひとりのために～

一人ひとりが自分の出来ることから問題に取り組み（自助）、一人で出来ないことは地域の人と人のつながりで解決を図ること（共助）が大切です。住民と行政が連携した地域活動で、住みやすい坂本のまちづくりを進めることが大切です。

## 12) 地域活動のリーダー育成

区長会や地域団体、各種の任意団体、自主的なサークル等の中から、中心となって束ねて行ける人材の育成を、区長会が取り組むことが急務で、まちづくりの基本となります。

地域の自助共助の機運が高まる中、その活動の原動力となる人材の育成こそが地域活動の根幹を支える柱で、この人材育成に取り組むことが重要です。

ややもすると出る釘を打つような局面がありはしないか、伸びる人材の芽を摘んではいるか等見直し育てる目を持つことが大事です。その上で積極的な活動のために、支援の手と経費の補助を考えていくことが必要です。



## 13) 坂本憲章の制定

家訓、社是、憲法があるように、区民の共通する理念や願いをまとめた「坂本住民憲章」の制定を提案します。

## 第7章 ビジョンの実現に向けた仕組みづくり

### 1. 「坂本地域まちづくり推進協議会」の組織と仕組み

これまで述べてきました各章より、当坂本地区において「坂本地域まちづくり推進協議会」(以下、「まち協」と表記)は、「坂本地域まちづくりビジョン」の推進展開上、重要な機関と見なすべきであると考えます。

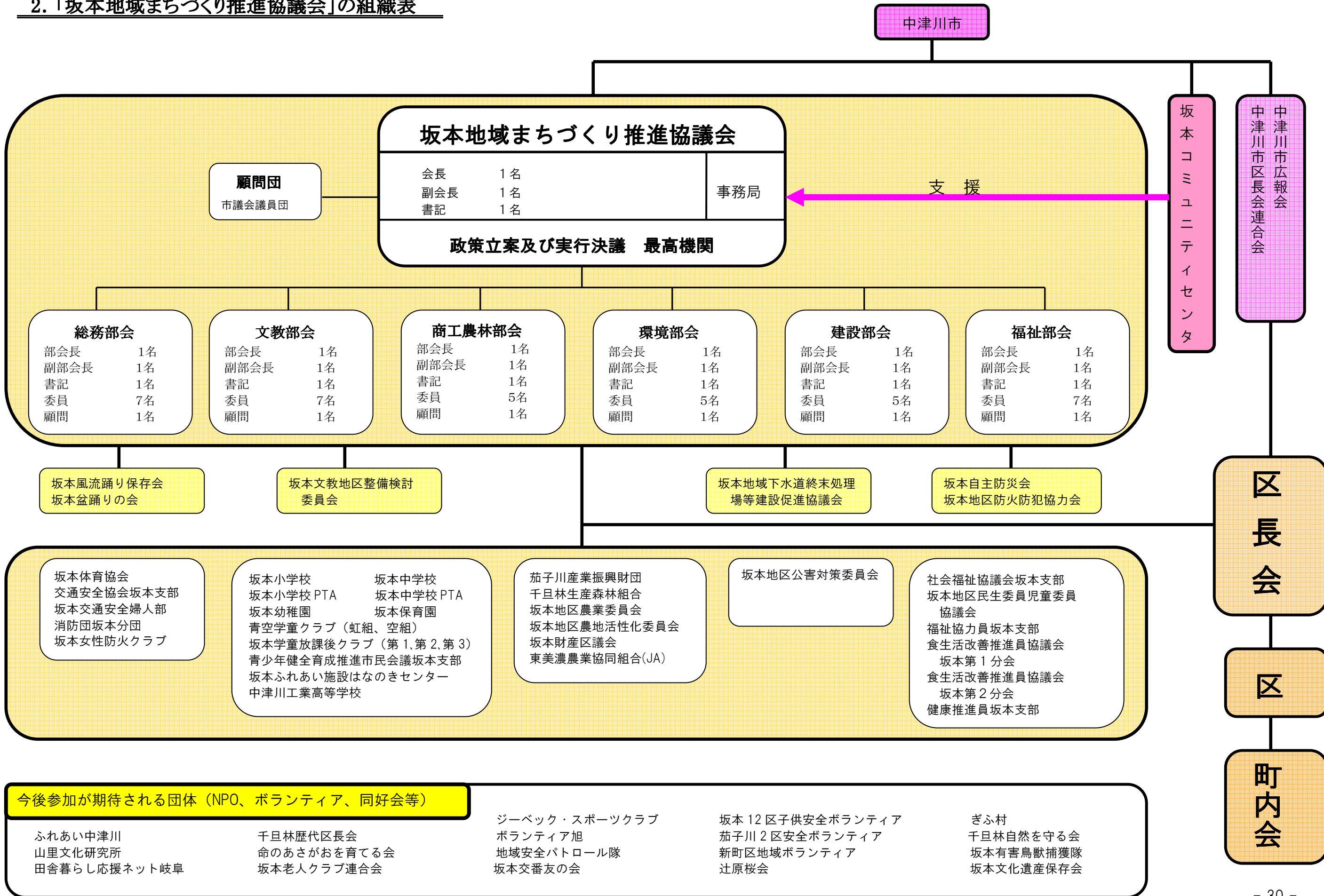
については、「第5章 坂本地区の課題と解決にむけた方策」、「第6章 長期的な展望」に向かって推進する上において、区長会及び諸団体との連携した活動展開が必須条件となってきます。

「まち協」が坂本地区の運営の最高機関としての役割りを果たすには、坂本区長会及び坂本地域の諸団体が一体となって活動するための仕組みが必要です。

それぞれの団体が、各自の特徴を精一杯發揮し、当地域住民の「夢」と「希望」を達成するために活動できるように、「組織と仕組み」について別表の通り提示いたします。



## 2. 「坂本地域まちづくり推進協議会」の組織表



## 付録 坂本地域まちづくりビジョン策定委員会の活動経緯

### 1. 活動記録

| 日付            |     | 項目             | 内容  |
|---------------|-----|----------------|---|
| 平成<br>21<br>年 | 11月 | 5日 事前協議        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョン策定の主旨</li> <li>・坂本地域総合計画（H3 策定）の検証</li> <li>・委員会の構成（委員 11名 顧問 4名）</li> </ul>          |
|               |     | 20日 事前協議       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョン策定メンバーについて協議</li> </ul>   |
|               | 12月 | 16日 第1回委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員紹介、規約の承認、役員選出</li> <li>・ビジョン策定（諮問）</li> <li>・ビジョン策定の趣意書</li> <li>・策定スケジュール</li> </ul> |
|               | 1月  | 15日 第2回委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員及び顧問の追加</li> <li>・策定手順の協議</li> <li>・意見交換</li> </ul>                                   |
|               |     | 26日 第3回委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換</li> <li>・策定手順について確認</li> </ul>  |
|               | 2月  | 12日 第4回委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民向けアンケート調査票の内容</li> </ul>  |
|               |     | 23日 まち協臨時総会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の設置に関する議案の承認</li> </ul>  |
|               | 3月  | 3日 第5回委員会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民向けアンケート調査票の内容</li> </ul>  |
|               | 5月  | 19日 第6回委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査票の内容</li> <li>・アンケート調査票の配布・回収方法</li> </ul>   |
|               |     | 25日 まち協総会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート実施を承認</li> </ul>   |
| 平成<br>22<br>年 | 6月  | 15日 アンケートの配布   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長会で全世帯に配布</li> </ul>   |
|               | 7月  | 13日 アンケートの回収   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長会で回収</li> </ul>   |
|               | 8月  | 4日 役員会         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体アンケートの内容の検討</li> <li>・ビジョンの方向性の確認</li> </ul>  |
|               |     | 16日 第7回委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任の委員へ経過説明</li> <li>・アンケート集計の中間報告</li> <li>・団体ヒアリングの実施方法の検討</li> </ul>                    |
|               |     | 18日 団体アンケート依頼  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・坂本地内に 32 団体へアンケートを発送</li> </ul>   |
|               |     | 30日 団体アンケート回収  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・32 団体中 26 団体から回答</li> </ul>   |
|               | 9月  | 2日 役員会         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリングの割り当てと実施時期検討</li> <li>・団体へのヒアリングの案内方法</li> </ul>                                     |
|               |     | 27日～ 団体ヒアリング開始 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サンプリングしてヒアリングを実施</li> </ul>   |
|               | 10月 | ～8日 団体ヒアリング終了  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング終了。</li> <li>・各班よりヒアリング結果報告</li> </ul>   |
|               |     | 13日 役員会        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体ヒアリングの結果の検討</li> <li>・区民アンケートの集計結果の報告</li> <li>・ビジョンの骨子の検討</li> </ul>                   |
|               |     | 28日 第8回委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民アンケート集計結果の区民への報告方法</li> <li>・団体ヒアリング結果の報告</li> <li>・ビジョンの骨子案（他地域のビジョンの紹介）</li> </ul>    |

| 日付            |     | 項目          | 内容                                 |
|---------------|-----|-------------|------------------------------------|
| 平成<br>22<br>年 | 11月 | 11日 第9回委員会  | ・市政懇、女性懇の意見の取り込み<br>・ビジョンの作成の方法    |
|               |     | 18日 役員会     | ・ビジョンの構成の検討                        |
|               |     | 18日 第10回委員会 | ・ビジョンの構成の検討<br>・各章の作成方法について（委員で分担） |
|               |     | 25日 第11回委員会 | ・ビジョンの内容の検討                        |
|               | 12月 | 3日 第12回委員会  | ・ビジョンの内容の検討                        |
|               |     | 7日 役員会      | ・ビジョンの内容の検討                        |
|               |     | 11日 役員会     | ・ビジョンの内容の検討                        |
|               |     | 16日 第13回委員会 | ・ビジョンの内容の検討                        |
|               |     | 19日 役員会     | ・ビジョンの内容の検討                        |
|               |     | 24日 役員会     | ・ビジョンの内容の検討                        |
| 平成<br>23<br>年 | 1月  | 9日 役員会      | ・ビジョンの内容の検討                        |
|               |     | 13日 第14回委員会 | ・ビジョン全体の通しのチェック                    |
|               |     | 26日 役員会     | ・指摘事項について意見調整と見直し                  |
|               | 2月  | 8日 第15回委員会  | ・顧問の出席をお願いして、ビジョン提言書全体の最終レビュー      |
|               |     | 21日 第16回委員会 | ・引き続きビジョン提言書全体の最終レビュー              |
|               |     | 26日 役員会     | ・最終レビューでの指摘事項の修正確認<br>・今後の予定の確認    |
|               | 3月  | 3日 役員会      | ・ビジョン提言書の答申に向けた課題の検討               |
|               |     | 21日 まち協臨時総会 | ・ビジョン提言書の答申                        |

上記の表では、以下のように略記しています。

「坂本地域まちづくり推進協議会」は「まち協」

「坂本地域まちづくりビジョン策定委員会」は「委員会」

「坂本地域まちづくりビジョン策定委員会」の役員による打合せは「役員会」

## 2. 坂本地域まちづくりビジョン策定委員会名簿

平成 21 年度

| No. | 役職名  | 氏名     | 備考                     |
|-----|------|--------|------------------------|
| 1   | 委員長  | 近藤 光清  | 坂本地域まちづくり推進協議会 会長      |
| 2   | 副委員長 | 古川 宣二  | 坂本地域まちづくり推進協議会 副会長     |
| 3   | 副委員長 | 篠原 郁郎  |                        |
| 4   | 書記   | 可知 忠勝  | 坂本地域まちづくり推進協議会 理事      |
| 5   | 会計   | 小倉 裕孝  | 区民代表                   |
| 6   | 監事   | 小島 國彦  | 学識経験者                  |
| 7   | 監事   | 江崎 良彦  | 〃                      |
| 8   | 委員   | 原 勝治   | 坂本地域まちづくり推進協議会 文教商工部会長 |
| 9   | 委員   | 堀 務    | 坂本地域まちづくり推進協議会 福祉部会長   |
| 10  | 委員   | 林 肇    | 坂本地域まちづくり推進協議会 農林部会長   |
| 11  | 委員   | 大富 克己  | 坂本地域まちづくり推進協議会 建設部会長   |
| 12  | 顧問   | 安江 俊平  | 市議会議員                  |
| 13  | 顧問   | 大堀 寿延  | 市議会議員                  |
| 14  | 顧問   | 黒田 ところ | 市議会議員                  |
| 15  | 顧問   | 田口 文数  | 市議会議員                  |

平成 22 年度

| No. | 役職名  | 氏名     | 備考                     |
|-----|------|--------|------------------------|
| 1   | 委員長  | 近藤 光清  |                        |
| 2   | 副委員長 | 古川 宣二  |                        |
| 3   | 副委員長 | 篠原 郁郎  |                        |
| 4   | 書記   | 可知 忠勝  | 坂本地域まちづくり推進協議会 副会長     |
| 5   | 会計   | 小倉 裕孝  | 区民代表                   |
| 6   | 監事   | 小島 國彦  | 学識経験者                  |
| 7   | 監事   | 江崎 良彦  | 〃                      |
| 8   | 委員   | 中嶋 洋之  | 坂本地域まちづくり推進協議会 会長      |
| 9   | 委員   | 幸脇 謙   | 坂本地域まちづくり推進協議会 副会長     |
| 10  | 委員   | 幸脇 康行  | 坂本地域まちづくり推進協議会 総務文教部会長 |
| 11  | 委員   | 中川 征児  | 坂本地域まちづくり推進協議会 福祉部会長   |
| 12  | 委員   | 神谷 清   | 坂本地域まちづくり推進協議会 農林商工部会長 |
| 13  | 委員   | 梅本 義廣  | 坂本地域まちづくり推進協議会 建設部会長   |
| 14  | 顧問   | 安江 俊平  | 市議会議員                  |
| 15  | 顧問   | 大堀 寿延  | 市議会議員                  |
| 16  | 顧問   | 黒田 ところ | 市議会議員                  |
| 17  | 顧問   | 田口 文数  | 市議会議員                  |